

千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定

【募集要項】

1 概要

本市の公立保育所及び認定こども園（以下、「保育所」という。）において、保護者、保育所及び認定こども園職員双方の負担軽減を目的とする、「紙おむつのサブスクリプションサービス」（以下、「サービス」という。）の実施事業者を募集する。

2 募集に関する事項

（１）仕様書について

別紙「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス事業」仕様書」のとおり

（２）実施期間

ア １次導入保育所（２７か所）

令和７年１１月１日から令和１０年９月３０日まで

イ ２次導入保育所（２２か所）

令和８年度途中から令和１０年９月３０日まで

※ただし、サービス内容に著しい不備（保護者からの評価含む）がある、または本事業の主旨である保護者負担軽減、公立保育所及び認定こども園職員の負担軽減を図ることが困難と認められる場合には、事業の打ち切りを行う場合がある。

（３）本事業における利用契約の締結

本件事業選定により選定された事業者（以下、「事業者」という。）に決定した後の利用契約については、サービス提供事業者と本サービスの利用を希望する保護者との直接契約とする。

なお、利用契約に係る個人情報の取り扱いについては、事業者が制定している個人情報取扱方針を遵守し、契約保護者にも事前に同意を得たうえで契約をすること。

また、利用契約の締結にあたっては、保護者に契約を強要する行為を行うことは厳に慎み、保護者の主体的な判断により契約行為が行われるように配慮をすること。

サービス開始後の随時申込についても対応できるよう、申込方法等を明示した利用案内資料等をあらかじめ準備すること。

（４）お試し期間について

事業者は、サービスを提供する１次導入保育所（２７か所）において、令和７年１１月から１２月までの２か月間を「お試し期間」として設け、サービスを実施すること。

また、2次導入保育所（22か所）においても、令和8年度中に本市の指定する2か月間を「お試し期間」として設定し、サービスを実施すること。

その他、実施期間中に新たに入所した児童についても、1か月間以上の「お試し期間」を設けること。

なお、このお試し期間中においては、保護者の費用負担は発生しないものとする。

3 参加資格要件

本事業者選定の参加にあたり、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

（1）応募時点において、国や地方公共団体の契約事務における指名停止を受けていないこと。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

ケ 法人の役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、その他法人の運営に実質的に関与している者）が千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。

コ 法人及びその代表者が法人税、市町村民税等を滞納していないこと。

サ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者

シ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定による

もの。)に該当しない者

(3) 本サービスについて、他保育施設での導入実績を有していること。

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定スケジュール		
N0	内容	日程
①	募集開始日	令和7年7月10日(木)
②	参加申込書受付	令和7年7月10日(木)～令和7年7月17日(木) 17時必着
③	参加資格結果通知	令和7年7月18日(金)
④	質問受付	令和7年7月18日(金)～令和7年7月25日(金) 17時必着
⑤	質問回答ホームページ掲載	令和7年7月18日(金)～令和7年7月28日(月)の間に随時掲載
⑥	企画提案書受付	令和7年7月29日(火)～令和7年8月1日(金) 17時必着
⑦	プロポーザル選定	令和7年8月5日(火)～令和7年8月7日(木)
⑧	選定結果通知書発送	プロポーザル選定後、順次発送

保護者投票による選定スケジュール(1次導入保育所のみ)		
N0	内容	日程
⑨	保護者投票に係る候補事業者準備期間	令和7年8月8日(金)～令和7年8月15日(金)
⑩	保護者投票期間	令和7年8月20日(水)～令和7年9月4日(木)
⑪	保護者投票集計期間	令和7年9月5日(金)～令和7年9月10日(水)
⑫	事業者通知・覚書締結	令和7年9月中旬ごろ

事業者決定後のスケジュール(1次導入保育所のみ)		
N0	内容	日程
⑬	保護者案内	令和7年9月中旬ごろ
⑭	お試し期間申込受付	令和7年9月中旬ごろ～事業者ごとの締切日
⑮	お試し期間実施準備	令和7年9月下旬～令和7年10月下旬ごろ
⑯	お試し期間	令和7年11月1日(土)～令和7年12月27日(土)
⑰	本格実施	令和8年1月5日(月)

※ 2次導入保育所での保護者投票による選定は、令和8年4月以降改めて実施する。

（上記表中No.⑨～⑰と同様の内容を別途実施する。）その実施時期については、市から候補事業者に対して、1か月以上前に周知することとする。

（2）参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和7年7月10日（木）～令和7年7月17日（木）17時必着

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合、書留郵便等の配達記録が残る方法を用い、封筒表面に「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定 参加申込書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課（千葉市役所本庁舎8階）

エ 提出書類

（ア）プロポーザル参加申込書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（エ）他保育施設での導入履行実績を示す書類（契約書、覚書等）

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和7年7月18日（金）に電子メールにより発送する。

（3）内容に関する質問

本プロポーザルの実施においては、説明会を行わないため、本募集要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、以下により質問すること。

ア 受付期間

令和7年7月18日（金）から令和7年7月25日（金）17時まで

イ 受付方法

電子メールによる。

※持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定に関する質問」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先Eメールアドレス：shido.CFE@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書（様式3）

エ 質問に対する回答

令和7年7月18日（金）から令和7年7月28日（月）までの間に、随時、本プロポーザル実施要項と同じホームページ上にて公開する。

なお、質問の回答内容については、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなし、回答を公開したことについて、当課から質問者宛て連絡は行わない。

5 事業者の選定方法

本事業者の選定は、以下の手順で行う。

（1）候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定

ア 本選定は非参集型による書類審査によるものとし、必要に応じ、提案者へ質問を行う。

イ 千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して選定を行う。選定委員会の委員は、企画提案の内容を審査基準に従って各事業者の各銘柄ごとに審査し、各委員による採点の合計点数が高い者から順に紙おむつ3銘柄を上限に選定をする。

ただし、選定の可否については、選定委員会に出席した委員長及び各委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かとする。

なお、同点の場合は、別添資料「評価の視点及び評価点」記載の「サービス内容」の得点が高い提案者を第1位として決定し、その得点が高点の場合は、抽選のうえ決定する。

ウ 同じ銘柄を取り扱う応募があった場合は、そのうち最も点数の高い事業者を選定する。

エ 参加の申込みが1者のみであった場合、選定の可否については、選定委員会に出席した委員長及び各委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えている場合に選定をすることとする。

（2）保護者投票による選定

ア 「5－（1）候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定」において候補事業者の選定後、各保育所での保護者投票により、サービス提供を行う担当保育所を決定する。

イ 「5－（2）保護者投票による選定」における対象は3歳未満児の保護者及び投票を希望する3歳以上児の保護者とする。

ウ 「5－（2）保護者投票による選定」において、得票数が同数であった場合は、上位2者にて決戦投票を行い、再度同数だった場合には、各事業者によるくじ引きとする。

6 候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定における提出書類等

参加資格確認通知により参加決定の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月29日（火）～令和7年8月1日（金）

17時必着 ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合、書留郵便等の配達記録が残る方法にて、封筒表面に「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定 企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

(3) 提出先

〒260-8722千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課（千葉市役所本庁舎8階）

(4) 提出書類等

ア 企画提案提出資料（様式4）

イ 企画提案書

ウ 「7-（4）-ア PRチラシ」…10部

※多言語対応が可能である場合、各言語につき10部準備すること。

エ 「7-（4）-イ 保育所展示用紙おむつ」

…「テープタイプSサイズ」、「パンツタイプLサイズ」各5枚

オ おしりふき…1パック

カ 使用済み紙おむつ処理用ビニール袋…1パック

(5) 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、業務の具体的な実施内容等を記載した企画提案書を作成すること。

(6) なお、提案内容については、別添資料「候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定に係る評価の視点及び評価点」記載の内容を盛り込んだ提案書とすること。

(7) 提出にあたっての留意事項

ア 提出は1参加者につき1提案とする。

同じ事業者が異なる銘柄で複数応募する場合についても、企画提案書は一つにまとめること。（複数銘柄での応募については、8-（1）選定における留意事項のとおり）

ただし、料金や配送個数、その他サービス内容について、銘柄によって相違部分がある場合には、企画提案書にて一覧化して明示すること。

イ 企画提案書の提出部数は、以下のとおりとする。

（ア）紙媒体で6部（正本1部、副本5部）。

（イ）電子媒体で1部（PDF形式に変更して提出）。

ウ 様式については、以下の形式で作成すること。

(ア) 作成様式：Microsoft PowerPoint

(イ) 用紙サイズ：日本工業規格によるA4判横（297mm×210mm）

(ウ) フォント：本文については、18～20ポイント程度で読みやすい日本語フォント（游ゴシック、MS明朝など）を使用し、その他、表紙、目次などについては、自由とするが、内容が明確に伝わるよう工夫し、読みやすい形式で作成すること。

エ 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本選定参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

オ 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。

なお、副本については、企画提案書の内容から、法人名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

カ 表紙には、①宛名「千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課」、②タイトル「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定 企画提案書」、③提出年月日、④法人名 （※正本のみ） を記載し、押印 （※正本のみ） すること。

キ 提案内容（本文）は、20～30ページ程度までとすること。

ク 正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（5部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。

なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

ケ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

コ 本プロポーザルで提案された企画は、あくまでも選定の審査材料となるものであり、実際の業務内容は、逐次、市と協議して決定することとなるため留意すること。

サ 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提出書類に重要な誤脱があった場合

(エ) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(オ) 審査の公平を害する行為があった場合

(カ) その他、選定にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

7 保護者投票による選定における提出書類等

「5－（1）候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定」により候補事業者決定の通知を受けた者は、保護者投票を実施するにあたり、下記のとおり対応をすること。

(1) 提出期限（1次導入保育所分）

令和7年8月8日（金）～令和7年8月15日（金）

17時必着 ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

※2次導入保育所に対する提出期限は、令和8年4月以降、市から候補事業者に対して周知する。

(2) 提出方法

保育所への持参又は郵送とする。持参の場合は、事前に保育所へ連絡の上、日程調整を行うなど、現場の負担にならないように努めること。郵送の場合、書留郵便等の配達記録が残る方法を用い、封筒表面に「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス」提供事業者選定 保護者投票書類等在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

(3) 納品先

別紙「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス事業」仕様書」記載の保育所一覧のとおり。

(4) 準備書類等

ア PRチラシ

イ 保育所展示用紙おむつ

(5) PRチラシの内容について

ア PRチラシの納品部数は、別紙「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス事業」仕様書」記載の保育所一覧中の入所児童数とする。

また、多言語対応が可能である場合、各言語につき10部準備すること。

ただし、不足等が生じた場合には、遅滞なく対応すること。

イ 様式については任意とするが、印象の過誤な操作や、誤解が生じるような誇張表現は控え、公正で客観的な情報提供に努めること。

ウ 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎてPRチラシが提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提出書類に重要な誤脱があった場合

(エ) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(オ) 審査の公平を害する行為があった場合

(カ) その他、選定にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(6) 保育所展示用紙おむつの内容について

保育所展示用紙おむつの提出部数は、別紙「千葉市公立保育所及び認定こども園「紙おむつのサブスクリプションサービス事業」仕様書」記載の保育所一覧中の3歳未満児のクラス数に応じて、「テープタイプSサイズ」、「パンツタイプ

Ｌサイズ」それぞれ１枚ずつ＋予備各１枚とする。

ただし、不足等が生じた場合には、遅滞なく対応すること。

8 選定における留意事項

- (1) 同じ事業者が異なる銘柄で複数応募する場合、紙おむつ３銘柄を上限とする。
ただし、料金や配送個数、その他サービス内容について、各銘柄において相違部分がある場合には、企画提案書にて一覧化して明示すること。
- (2) 選定の結果、担当する施設が１施設のみであった場合でも、募集要項、仕様書に基づき、サービスを提供すること。
- (3) 「５－（１）候補事業者決定のための市によるプロポーザル選定」で選定された事業者は、あくまで候補事業者であり、「５－（２）保護者投票による選定」において、各保育所で保護者投票の結果、最高得票を得られた場合、「担当保育所」となる旨、留意すること。
- (4) 担当保育所決定後の辞退はできないものとする。

9 保護者投票選定結果の通知

保護者投票選定結果については、ホームページにて公表する。

なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

10 覚書の締結

保護者投票実施後、選定事業者と本市において覚書を締結する。選定事業者が

「３ 応募資格」のいずれかに該当していないことが判明した場合、事業者の選定を取り消すこととする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成や提出、その他、保護者投票のためのチラシ等の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は、千葉市に帰属する。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった法人名称、審査結果を含む。）は第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、事業者選定期間中は、同条例第７条第１項第５号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本選定に関連して知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

12 問合せ先

千葉県こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎8階）

電話 043（245）5731 FAX 043（245）5894

Eメール shido.CFE@city.chiba.lg.jp

担当：保育の質向上班 佐々木 田畑